

# 第167回 定時株主総会 招集ご通知

## 開催日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時  
(受付開始 午前9時)

## 開催場所

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階  
梅田サウスホール  
大阪市北区梅田一丁目13番1号  
(末尾の「株主総会会場案内図」等をご参照ください。)

## 決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	定款一部変更の件
第3号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案	監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第6号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案	監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

## ■当日ご出席の株主様へ

- お土産の用意はございません。
- 株主総会の運営に関する最新情報は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。



当社ウェブサイト



本招集ご通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。

<https://p.sokai.jp/3101/>



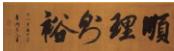
インターネットおよび書面（議決権行使書）による議決権行使期限

2025年6月24日（火曜日）午後5時30分まで

# 企業理念体系

## 理念

### 『順理則裕』 なすべきことをなし、ゆたかにする



#### 〈順理〉とは

- 「なすべきこと」を「する」
- 「なすべからざること」は「しない」

(攻め)

#### 〈則裕〉とは

- 順理を貫くことで、「世の中をゆたかにし」、「自らも成長する」
- それを「やりきる」「やりとげる」ことでゆたかにしていく

これが私たちの会社の創業精神であり、私たちの信条である

## めざす姿

私たちは、素材+サイエンスで人と地球に求められるソリューションを創造し続けるグループになります

## 大切にすること

私たちは、変化を恐れず、変化を楽しみ、変化をつくります

TOYOB0 Spirit 9つの約束

### 挑戦 Challenge



先取



創造



遂行

### 信頼 Reliability



安全への  
こだわり



お客さま  
満足



現場・現物・  
現実

### 協働 Collaboration



双方向の  
意思疎通



多様性の  
確保・活用

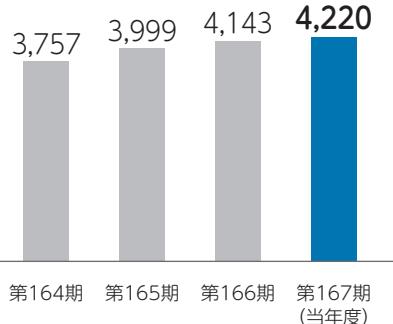


やってみる  
機会の提供

## 業績・財務ハイライト

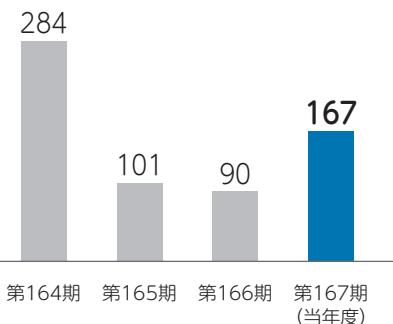
### 売上高

(億円)



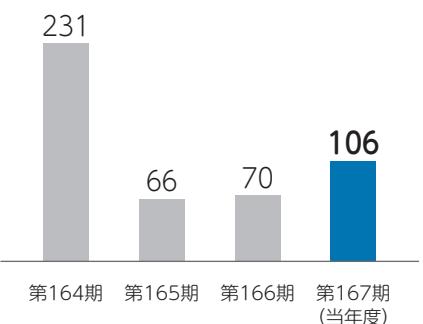
### 営業利益

(億円)



### 経常利益

(億円)



## 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

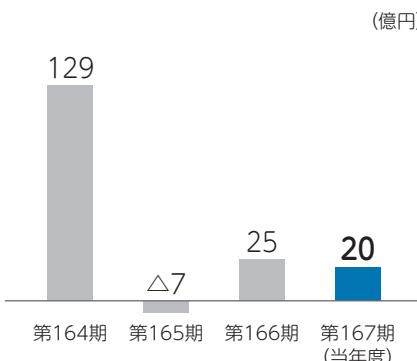
ここに第167回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。本総会のその他の資料につきましては、当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、ぜひご高覧ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

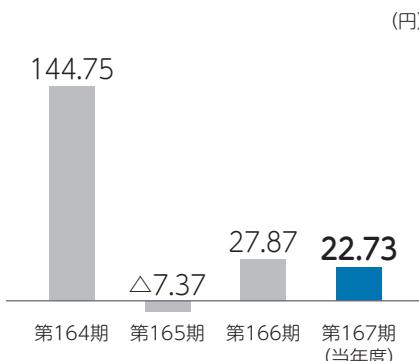
代表取締役社長  
兼社長執行役員  
**竹内 郁夫**



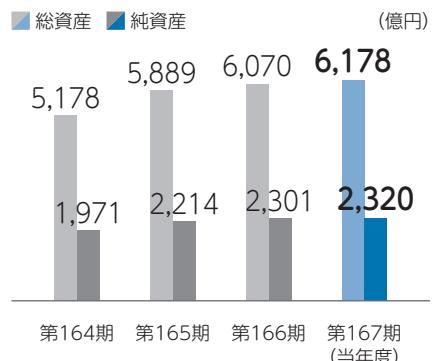
親会社株主に帰属する当期純利益（△損失）



1株当たり当期純利益（△損失）



総資産・純資産



証券コード3101  
2025年6月3日

## 株主各位

大阪市北区梅田一丁目13番1号

# 東洋紡株式会社

代表取締役社長 竹内郁夫  
兼社長執行役員

## 第167回定時株主総会招集ご通知

当社第167回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類、事業報告、計算書類など本総会の資料の内容である情報（電子提供措置事項）につき電子提供措置をとっております。インターネット上の当社ウェブサイト等に掲載しておりますので、以下のいずれかのURLにアクセスのうえご高覧くださいま  
すようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト

<https://ir.toyobo.co.jp/ja/ir/stock/shareholder.html>



株主総会ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/3101/teiji/>



なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権行使することができま  
すので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火曜日）当社営業時  
間終了の時（午後5時30分）までに議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 大阪市北区梅田一丁目13番1号

大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階 梅田サウスホール  
(末尾の「株主総会会場案内図」等をご参照ください。)

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第167期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第167期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）  
計算書類報告の件

### 決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

定款一部変更の件

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第4号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第5号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第6号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第7号議案

監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件

### 4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面には、法令および当社定款第17条の規定に基づき、事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要」および「会社の支配に関する基本方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」を記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主の皆様に対して交付する書面は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部です。
- (2) インターネットと書面により、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、同一の方法により、重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (3) 書面により議決権行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示のないときは、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト等にその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
  - ◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

# 議決権の行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

1

## インターネットによる 議決権行使

2025年6月24日（火）  
午後5時30分受付分まで

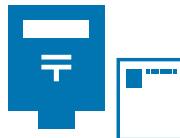


インターネットにより議決権を行  
使される場合は、次頁の「[インターネットによる議決権行使のご案  
内](#)」をご確認のうえ、ご行使くだ  
さい。

2

## 書面郵送による 議決権行使

2025年6月24日（火）  
午後5時30分到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に  
対する賛否をご表示のうえ、ご返  
送ください。

3

## 当日ご出席による 議決権行使

2025年6月25日（水）  
午前10時開催



同封の議決権行使書用紙をご持参  
いただき、会場受付にご提出くだ  
さい。

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個  
○○○○ 御中  
××××年 ×月××日  
××××○○○○  
スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
QRコード  
見本  
○○○○○○○○

※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

### 第3号議案、第4号議案について

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対の場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対の場合 ➥ 「賛」の欄に○印のうえ、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

### 上記以外の議案について

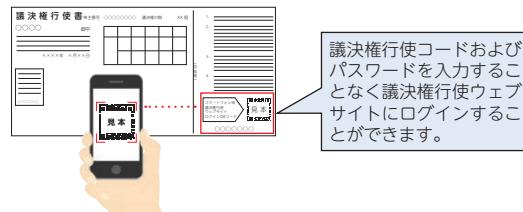
- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ➥ 「否」の欄に○印

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使<sup>®</sup>」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



「スマート行使<sup>®</sup>」での議決権行使は1回に限り可能です。議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

(QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。)

※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

次へすすむ

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

議決権行使コード:

ログイン 閉じる

「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 ①議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。  
②新しいパスワードを設定してください。

ご自身で選択するパスワードへの変更

新規パスワード:

確認用パスワード:

登録

①議決権行使書用紙に記載のパスワード:   
②ご使用になる新しいパスワード:   
(確認のためもう一度:

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号 : 0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

<ご参考> 株主総会参考書類の要約

## 第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当は、1株につき40円です。

また、剰余金の配当が効力を生じる日は、2025年6月26日です。

## 第2号議案から第8号議案までに共通するご参考事項

第2号議案から第8号議案は、いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連するものです。

移行の目的および移行後の体制（概要）は次のとおりです。

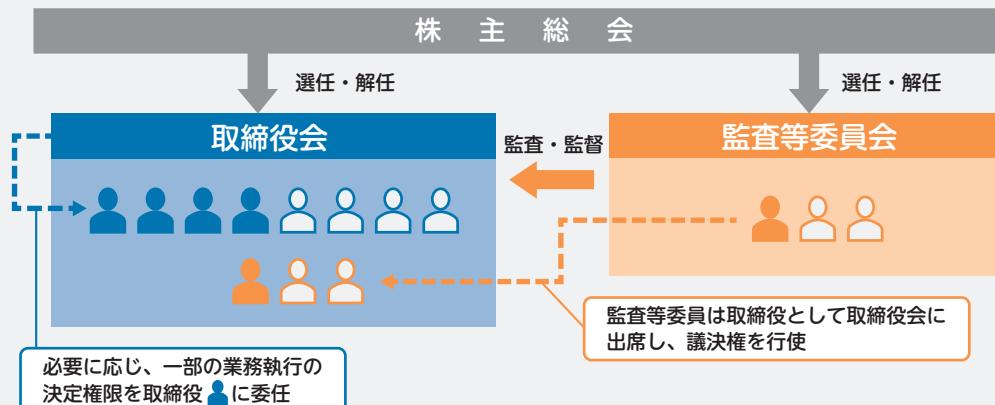
### ■ 移行の目的

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上をめざし、これまで執行役員制度の導入や指名・報酬に関する委員会の設置など執行と監督の分離を進め、業務執行機能および監督機能の強化、経営の透明性向上など、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてきました。

このたび、より迅速で効率的な業務執行と高度な経営の監督を両立させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

### ■ 移行後の当社の体制（概要）

期末現在の体制			監査等委員会設置会社移行後の体制				
取締役 (10名)	社内	5名		取締役 (監査等委員である取締役を除く。)	社内	4名	
	社外	5名		任期：1年	社外	4名	
監査役 (4名)	社内	2名		監査等委員である取締役	社内	1名	
	社外	2名		任期：2年	社外	2名	



## 第2号議案 定款一部変更の件

監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設、監査役および監査役会に関する規定の削除、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等、所要の変更を行うものです。

## 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

各候補者の氏名、当社における地位および取締役会出席状況等は、次のとおりです。



候補者番号 **1** [再任]

檜原 誠慈 ならはら せいじ

取締役会長

取締役会出席状況：100% (17/17回)



候補者番号 **2** [再任]

竹内 郁夫 たけうち いくお

代表取締役社長  
兼社長執行役員

取締役会出席状況：100% (17/17回)



候補者番号 **3** [再任]

酒井 太市 さかい たいち

代表取締役  
兼専務執行役員

取締役会出席状況：100% (17/17回)



候補者番号 **4** [再任]

相良 誉仁 さがら たかひと

取締役  
兼常務執行役員

取締役会出席状況：100% (13/13回)



候補者番号 **5** [再任] 社外 独立

播磨 政明 はりま まさあき

取締役

取締役会出席状況：100% (17/17回)



候補者番号 **6** [再任] 社外 独立

福士 博司 ふくし ひろし

取締役

取締役会出席状況：100% (17/17回)



候補者番号 **7** [再任] 社外 独立

高瀬 正子 たかせ しょうこ

取締役

取締役会出席状況：100% (17/17回)



候補者番号 **8** [新任] 社外 独立

神崎 夕紀 かんざき ゆき

—

取締役会出席状況： —

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

各候補者の氏名、当社における地位および取締役会出席状況等は、次のとおりです。



候補者番号 1 新任

田保 高幸 たぼたかゆき

常勤監査役

取締役会出席状況：100% (17/17回)

監査役会出席状況：100% (15/15回)



候補者番号 2 新任 社外 独立

入江 昭彦 いりえあきひこ

監査役

取締役会出席状況：100% (17/17回)

監査役会出席状況：100% (15/15回)



候補者番号 3 新任 社外 独立

新免 和久 しんめん わきゅう

監査役

取締役会出席状況：100% (17/17回)

監査役会出席状況：100% (15/15回)

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

候補者は、里井義昇氏です。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

現行の取締役の報酬額は、月額41百万円以内とご承認いただいているが、監査等委員会設置会社への移行により廃止されます。

そのため、あらたに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬額を定めることとし、その額を月額35百万円以内（うち社外取締役分5百万円以内）とすることをお願いするものです。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の金銭報酬額を定めることとし、その額を月額5百万円以内とすることをお願いするものです。

## **第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件**

現行の譲渡制限付株式報酬制度は、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額として、年額45百万円以内とご承認いただいています。

本制度は、監査等委員会設置会社への移行により廃止されますので、あらたに取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額を定めることとし、その額を年額35百万円以内とすることをお願いするものです。なお、本制度において、対象となる取締役に社外取締役は含まれません。

### **<ご参考> 取締役会および監査等委員会の構成（予定）**

取締役会は、戦略的な方向づけや重要な業務執行の決定を適切に行うための専門性・スキルと、経営の監督強化に必要な独立性を備えることとします。また、職歴・ジェンダー・年齢などの多様性も確保しながら、全体としてバランスのとれた体制とします。社外取締役の割合は半数以上とし、員数は、第2号議案が原案のとおり承認可決されると、定款で15名以内となります。

なお、監査等委員会は、取締役の職務の執行に対する監査・監督の実効性を確保する観点から、財務・会計の専門性・スキルのほか、当社グループの事業に知見を有する人材も含めて構成します。

当社は、取締役に期待する専門性・スキルの重要分野として7分野を特定しており、その内容は次のとおりです。

#### 企業経営

国内外におけるビジネスの機会とリスクを踏まえ、グループ全体を俯瞰して事業ポートフォリオの組替えなど持続的成長への戦略を監督、推進する。

#### 生産・技術・開発

モノづくり現場力の強化ならびに新事業・新技術の探索およびテーマの事業化など未来への仕込みに関する戦略を監督、推進する。

#### マーケティング・営業

既存事業の深耕および成長分野における事業機会の創出に関する営業戦略を監督、推進する。

#### 財務・会計

財務・会計の高度な専門性に基づき、経営計画の達成に向けて財務戦略や資本政策を監督、推進する。

#### 環境・社会

「サステナブル・ビジョン2030」で掲げる社会課題解決への貢献を果たし、事業を通じて持続可能な社会を実現するための戦略を監督、推進する。

#### ガバナンス・リスク管理・コンプライアンス

事業活動の土台となるガバナンスの強化と法令順守の徹底に継続して取り組む必要があるとの認識のもと、「2025中期経営計画」の重点課題「安全・防災、品質」をはじめ、リスクマネジメントやコンプライアンスの強化に関する戦略を監督、推進する。

#### I T ・ D X

I T 技術・D Xを通じてビジネスモデルを変革し、競争優位を確立するためのデジタル戦略を監督、推進する。

各取締役がこれら重要分野における強みを生かし、また、補完しあうことで、「サステナブル・ビジョン2030」および「2025中期経営計画」の実現による企業価値向上をめざします。

第3号議案および第4号議案が原案のとおり承認可決されると、取締役会および監査等委員会の構成は次のとおりとなります。

	氏名 (年齢)	非業務執行 役員	企業経営	生産・技術 ・開発	マーケティング ・営業	財務・会計	環境・社会	ガバナンス・ リスク管理・ コンプライアンス	IT・DX
取 締 役	榎原誠慈 (68)  <b>○ 取締役会議長</b>	○				○	○	○	
	竹内郁夫 (62)		○		○	○	○	○	
	酒井太市 (62)		○	○			○	○	○
	相良誉仁 (58)			○	○		○	○	
	播磨政明 (74)  <b>○ 独立役員</b>						○	○	
	福士博司 (67)  <b>○ 独立役員</b>	○	○			○		○	○
	高瀬正子 (60)  <b>○ 独立役員</b>			○	○			○	○
(取 締 役 会 議 員 )	神崎夕紀 (62)  <b>○ 独立役員</b>		○				○	○	
	田保高幸 (64)  <b>○</b>				○	○		○	
	入江昭彦 (68)  <b>○ 独立役員</b>				○			○	○
(監 査 等 委 員 )	新免和久 (68)  <b>○ 独立役員</b>					○		○	

- (注) 1. 年齢は、本総会終結時のものです。  
 2. 上表に示した各スキルは、当社が各取締役に期待する専門性・スキルであり、各取締役が有するすべての知見・経験を表すものではありません。

## <ご参考> 社外取締役の独立性基準

次に掲げる属性のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役（候補者を含む。）は、当社からの独立性が高く、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないものと判断する。

- (1) 当社の主要株主（議決権保有割合が10%以上である者をいう、以下同じ。）、またはその会社の業務執行者
- (2) 当社が主要株主である会社の業務執行者
- (3) 当社を主要な取引先とする者（当社に対して製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当該取引先の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう。）またはその会社の業務執行者
- (4) 当社の主要な取引先（当社が製品もしくはサービスを提供している者であって、過去3事業年度の平均年間取引額が当社の年間総売上高の2%超に相当する金額となる取引先をいう。）またはその会社の業務執行者
- (5) 当社の主要な借入先（その借入残高が当社総資産の2%超に相当する金額である借入先をいう。）である金融機関の業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外にコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家として年間1,000万円以上の金銭その他財産上の利益を得ている個人、または年間1億円以上を得ている法人等に所属する者
- (7) 社外役員の相互就任関係にある会社の業務執行者
- (8) 上記(1)乃至(7)に過去3年以内に該当していた者
- (9) 上記(1)乃至(8)に該当する者の配偶者または二親等内の親族

（注）上記の属性に該当しない場合であっても、当社のグループ会社または取引先のグループ会社における取引高等を勘案して、独立性がないと判断する場合がある。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を最重要事項の1つと認識しており、安定的な配当の継続を基本としつつ、持続性のある利益水準、将来投資のための内部留保、財務体質の改善などを勘案したうえで、総還元性向30%を目安として総合的に判断しています。当期の期末配当につきましては、以下のとおり、前期と同額の1株につき40円とさせていただきたいと存じます。

1 配当財産の種類	金銭
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金 40 円 総額 3,526,906,080 円
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上をめざし、これまで執行役員制度の導入や指名・報酬に関する委員会の設置など執行と監督の分離を進め、業務執行機能および監督機能の強化、経営の透明性向上など、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてきました。

このたび、より迅速で効率的な業務執行と高度な経営の監督を両立させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとします。

つきましては、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設、監査役会および監査役に関する規定の削除をするほか、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設など、所要の変更を行いたいと存じます。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお、本定款変更につきましては、本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

(下線は変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	第4条 (機関) 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> 第5条～第17条 (条文省略)
第18条 (取締役の定員) 当会社の取締役は、 <u>14</u> 名以内とする。	第18条 (取締役の定員) 当会社の取締役は、15名以内とする。 取締役のうち、 <u>監査等委員</u> である取締役は、5名以内とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役の中から取締役会長1名を選定することができる。</p>	<p>第21条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は執行役員の中から社長1名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長1名を選定することができる。</p>
<p>第22条～第23条（条文省略）</p> <p>第24条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>第22条～第23条（現行どおり）</p> <p>第24条（取締役会招集の通知）</p> <p>取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第25条 (条文省略) (新設)	第25条 (現行どおり) 第26条 <u>重要な業務執行の決定の委任</u> <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
第26条 (条文省略)	第27条 (現行どおり)
第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会の決議によって定める。
第28条 (条文省略) <u>第5章 監査役及び監査役会</u>	第29条 (現行どおり) (削除) (削除)
第29条 <u>(監査役の定員)</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削除)
第30条 <u>(監査役の選任)</u> <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)
第31条 <u>(監査役の任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削除)
第32条 <u>(常勤監査役)</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第33条（監査役会招集の通知）</u> <u>監査役会を招集するには、会日の3日前までに各監査役に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削除)
<u>第34条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u>	(削除)
<u>第35条（監査役の報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削除)
<u>第36条（社外監査役の責任限定）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	<u>第5章 監査等委員会</u>
(新設)	<u>第30条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>第31条（監査等委員会招集の通知）</u> <u>監査等委員会を招集するには、会日の3日前までに各監査等委員に対し招集の通知を発する。但し、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新設)	<u>第32条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</u>
第37条～第40条 (条文省略)	第33条～第36条 (現行どおり)

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期が満了します。また、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役4名）の選任をお願いしたく存じます。

各候補者の指名にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長 社外取締役）の答申を踏まえて決定しています。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

各候補者は、次のとおりです。



候補者番号

1

なら  
楢

はら  
原

せい  
誠

じ  
慈

1956年10月17日生

再任

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年 1月 当社入社

2010年 4月 執行役員

2011年 6月 取締役兼執行役員

2014年 4月 代表取締役社長兼社長執行役員

2021年 4月 取締役会長（現任）

2023年 6月 株式会社 S C R E E N ホールディングス社外取締役（現任）

#### 所有する当社株式の数

61,288 株

#### 取締役会出席状況

100% (17/17回)

#### [重要な兼職の状況]

株式会社 S C R E E N ホールディングス社外取締役

#### [取締役候補者とした理由]

財務・会計等への深い知見で長期にわたる事業ポートフォリオ改革を支え、2014年4月からは代表取締役社長として、企業理念体系の再整備やフィルム事業の拡大など、当社グループの経営を牽引し企業価値向上に尽力してきました。2021年4月には取締役会長に就任し、取締役会の議長として、重要事項の意思決定や執行の監督に適切な役割を果たしてきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役の職務を遂行することができるものと期待し、取締役候補者としました。



候補者番号 2 竹内 郁夫 1962年10月15日生 [再任]  
たけうちいくお

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月 当社入社  
2018年 4月 執行役員  
2020年 4月 常務執行役員  
2020年 6月 取締役兼常務執行役員  
2021年 4月 代表取締役社長兼社長執行役員（現任）  
(現 内部監査部統括)

所有する当社株式の数  
45,934 株

取締役会出席状況  
100% (17/17回)

[取締役候補者とした理由]

経営企画や海外事業所の要職を歴任後、機能膜・環境本部長に就任し、同事業の成長への道筋を具体化しました。2021年4月からは代表取締役社長として、2025中期経営計画の策定に取り組み、強いリーダーシップを発揮し当社グループの持続的成長を主導しています。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役の職務を遂行することができるものと期待し、取締役候補者としました。



候補者番号 3 酒井 太市 1962年11月26日生 [再任]  
さかい たいいち

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1986年 4月 当社入社  
2016年 4月 参与、生産技術統括部長  
兼グローバル推進部勤務  
2020年12月 執行役員  
2023年 4月 常務執行役員  
2023年 6月 取締役兼常務執行役員  
2024年 4月 代表取締役兼専務執行役員  
(現任)  
(現 環境安全防災本部長。生産技術部門、調達・物流総括部統括)

所有する当社株式の数  
18,342 株

取締役会出席状況  
100% (17/17回)

[取締役候補者とした理由]

当社の生産技術部門や主力製造拠点において要職を歴任し、2023年6月からは取締役として、生産技術分野における豊富な経験と専門性を生かして、技術革新や安全防災への取組みに貢献してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役の職務を遂行することができるものと期待し、取締役候補者としました。



候補者番号

4

さが  
ら  
たか  
ひと  
相 良 誉 仁

1967年1月6日生

再任

#### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年 4月 当社入社	2020年 4月 参与、メディカル事業総括部長
2015年 1月 機能膜開発研究所長 兼岩国機能膜工場医用膜開発部 長	兼医用膜事業部長、技術革新統 括部、経営企画部（社長直轄プ ロジェクト）勤務
2019年10月 参与、機能膜事業総括部医用膜 事業部長兼経営企画部（社長直 轄プロジェクト）勤務	2021年 4月 執行役員 2023年 4月 常務執行役員 2024年 6月 取締役兼常務執行役員（現任）
(現 ライフサイエンス本部長)	

所有する当社株式の数  
14,222 株

取締役会出席状況  
100% (13/13回)

#### [取締役候補者とした理由]

当社のライフサイエンス部門においてメディカル事業の要職を歴任し、2024年6月からは取締役として、研究・開発分野における専門性とマーケティング・営業分野の豊富な経験を生かし、事業発展に貢献してきました。これらの実績を踏まえ、引き続き取締役の職務を遂行することができるものと期待し、取締役候補者としました。



候補者番号

5

はり 播 磨 政 明

1950年12月9日生

社外

再任

独立

所有する当社株式の数  
0 株取締役会出席状況  
100% (17/17回)

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1977年 4月 大阪地方裁判所判事補	2011年 6月 石原産業株式会社社外監査役
1980年 4月 福島地方・家庭裁判所判事補、福島簡易裁判所判事	2014年 3月 大阪府労働委員会会長
1981年 5月 弁護士登録（大阪弁護士会）	2014年 6月 当社独立委員会委員
1987年 9月 播磨法律事務所（現 伏見町法律事務所）開設	2018年11月 大阪府公害審査会委員
2010年 4月 大阪市公正職務審査委員会委員長	2019年10月 堺市監査委員
	2020年 6月 当社社外取締役（現任）
	2021年 4月 大阪府公害審査会会长

[重要な兼職の状況]  
伏見町法律事務所弁護士

## [社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

弁護士としての専門的知見や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、リスク管理やガバナンス強化に向けた経営へのアドバイスを行うなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。



候補者番号

6

ふく  
士  
博  
司

1958年4月25日生

社外

再任 独立

所有する当社株式の数

2,333 株

取締役会出席状況

100% (17/17回)

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月 味の素株式会社入社	2021年 5月 公益社団法人日本食品衛生協会副会長（現任、2025年5月退任予定）
2011年 6月 同社執行役員	2021年 6月 味の素株式会社取締役代表執行役副社長
2013年 6月 同社取締役常務執行役員	2022年 4月 同社取締役 執行役
2013年 6月 同社バイオ・ファイン事業本部長	2022年 6月 同社特別顧問（現任）
2015年 6月 同社取締役専務執行役員	2022年 6月 当社社外取締役（現任）
2017年 6月 同社代表取締役	2022年 6月 雪印メグミルク株式会社社外取締役（現任）
2019年 6月 同社取締役副社長執行役員	
2019年 6月 同社Chief Digital Officer	
2021年 5月 一般社団法人日本食品添加物協会会長（現任、2025年5月退任予定）	

## [重要な兼職の状況]

雪印メグミルク株式会社社外取締役

## [社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員長を務めました。また、バイオ分野やデジタル分野等で経営へのアドバイスを行うなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。



候補者番号

7

たか  
瀬  
正  
子

1965年1月4日生

社外

再任

独立

所有する当社株式の数

1,013 株

取締役会出席状況

100% (17/17回)

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1987年 4月	日本アイ・ビー・エム株式会社入社	2018年 7月	同社理事 クラウドソリューションセンター長
2005年 1月	IBM Corporation (IBM米国本社) 出向	2019年 4月	シスコシステムズ合同会社専務執行役員 エンタープライズ事業統括
2007年 1月	日本アイ・ビー・エム株式会社 グローバル・テクノロジー・サービス 事業統括 Marketing&Strategy 部長	2021年 7月	テクノプロ・ホールディングス株式会社 顧問
2010年 1月	同社ソフトウェア事業統括 Tivoli 事業部長	2021年 9月	同社社外取締役 (現任)
2015年 7月	同社成長戦略モバイル戦略責任者	2023年 6月	当社社外取締役 (現任)
2016年 7月	同社グローバル・テクノロジー・ サービス事業統括 レジリエンシー・ サービス事業部長	2023年 6月	グローブライド株式会社 社外取締役 (現任)

## [重要な兼職の状況]

テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役  
グローブライド株式会社社外取締役

## [社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

経営者としての豊富な経験や幅広い見識を生かし、取締役会において独立した立場で積極的に発言を行ったほか、IT・デジタル分野等で経営へのアドバイスを行うなど、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしています。これらの実績を踏まえ、引き続き上記役割を果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。



候補者番号

8

かん  
神ざき  
崎ゆ  
タき  
紀

1963年4月24日生

新任 社外  
独立

所有する当社株式の数

0 株

取締役会出席状況

—

[重要な兼職の状況]

株式会社ダイワフク社外取締役

[社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、生産技術および研究開発分野などにおける高い専門性を有しており、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしていただけるものと期待し、社外取締役候補者としました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要是、事業報告の「Ⅲ. 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。
3. 取締役候補者のうち、播磨 政明、福士 博司、高瀬 正子および神崎 夕紀の各氏は、社外取締役候補者です。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。
- (1) 当社の社外取締役に就任してからの年数  
・播磨 政明氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年です。  
・福士 博司氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年です。  
・高瀬 正子氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年です。
- (2) 責任限定契約  
当社は、播磨 政明、福士 博司および高瀬 正子の各氏との間で法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。第2号議案および各氏の選任が承認可決された場合、当社は、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。また、第2号議案および神崎 夕紀氏の選任が承認可決された場合、当社は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定です。
- (3) 独立性に関する事項  
・播磨 政明、福士 博司、高瀬 正子および神崎 夕紀の各氏は、いずれも当社が定めた「社外取締役の独立性基準」の要件を満たしています。  
・播磨 政明氏の重要な兼職先である伏見町法律事務所と当社との間に取引関係はありません。  
・福士 博司氏の重要な兼職先である雪印メグミルク株式会社と当社との間に取引関係はありません。同氏が過去に業務執行者であった味の素株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ0.1%未満です。  
・高瀬 正子氏が過去に業務執行者であったシスコシステムズ合同会社および同氏の重要な兼職先であるグローブライド株式会社の両社と当社との間に取引関係はありません。同氏が過去に業務執行者であった日本アイ・ビー・エム株式会社および同氏の重要な兼職先であるテクノプロ・ホールディングス株式会社の両社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において各社の連結売上高のそれぞれ0.1%未満です。  
・神崎 夕紀氏が過去に業務執行者であったキリンホールディングス株式会社、キリンビール株式会社および協和発酵バイオ株式会社の各社と当社との間に取引関係はありません。同氏の重要な兼職先である株式会社ダイワクと当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ0.1%未満です。  
・当社は、播磨 政明、福士 博司、高瀬 正子および神崎 夕紀の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）の選任をお願いしたく存じます。

各候補者の指名にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長 社外取締役）の答申を踏まえて決定しています。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

各候補者は、次のとおりです。



候補者番号

1

た  
田

ぼ  
保

た  
か  
高

ゆ  
き  
幸

1961年2月5日生

新任

### 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1983年4月 当社入社
- 2010年3月 経理部長
- 2013年10月 参与、経理部長
- 2017年4月 執行役員
- 2020年4月 東洋紡S T C株式会社代表取締役社長
- 2021年6月 当社常勤監査役（現任）

### 所有する当社株式の数

5,782 株

### 取締役会出席状況

100% (17/17回)

### 監査役会出席状況

100% (15/15回)

### [監査等委員である取締役候補者とした理由]

当社の経理・財務などスタッフ部門の要職を歴任し、2021年6月からは常勤監査役として、財務・会計分野の豊富な知識と経験を生かし、当社経営に対する実効性の高い監査活動に貢献してきました。これらの実績を踏まえ、監査等委員である取締役としてもその職務を遂行することができるものと期待し、監査等委員である取締役候補者としました。



候補者番号

2

いりえあきひこ  
入江昭彦

1956年9月18日生

新任 社外  
独立

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

- 1980年4月 大阪瓦斯株式会社入社  
2009年6月 同社理事  
2012年4月 同社執行役員  
2015年4月 同社参与  
2015年6月 同社監査役  
2019年6月 大阪ガス都市開発株式会社社外監査役  
2021年6月 当社社外監査役（現任）

## 所有する当社株式の数

4,058 株

## 取締役会出席状況

100% (17/17回)

## 監査役会出席状況

100% (15/15回)

## [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

上場会社等の監査役を務めるなど監査に関する豊富な経験を有しており、その知見や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営の監査」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。



候補者番号

3

しん めん わ きゅう  
新 免 和 久

1957年1月14日生

新任

社外

独立

## 所有する当社株式の数

0 株

## 取締役会出席状況

100% (17/17回)

## 監査役会出席状況

100% (15/15回)

## 略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所  
1983年3月 公認会計士登録  
1997年8月 同監査法人社員（現 パートナー）就任  
2013年10月 同監査法人監査事業本部関西事業部長  
2021年9月 同監査法人退職  
2022年9月 新免公認会計士事務所代表（現任）  
2023年6月 積水化学工業株式会社社外監査役（現任）  
2023年6月 当社社外監査役（現任）

## [重要な兼職の状況]

新免公認会計士事務所代表  
積水化学工業株式会社社外監査役

## [監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

公認会計士としての専門的知見や幅広い見識に加え、上場会社の監査役を務めるなど監査に関する豊富な経験を有しております、当社が期待する「経営の監査」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を遂行いただけるものと判断しています。

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。すべての監査等委員である取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「III. 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。  
3. 監査等委員である取締役候補者のうち、入江 昭彦および新免 和久の両氏は、社外取締役候補者です。

4. 監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。

(1) 責任限定契約

当社は、入江 昭彦および新免 和久の両氏との間で、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結しています。第2号議案および両氏の選任が承認可決された場合、当社は、あらためて両氏との間で同内容の契約を締結する予定です。

(2) 独立性に関する事項

- ・入江 昭彦および新免 和久の両氏は、いずれも当社が定めた「社外取締役の独立性基準」の要件を満たしています。
- ・入江 昭彦氏が過去に監査役を務めていた大阪瓦斯株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ1%未満です。
- ・新免 和久氏が過去に在籍していた有限責任監査法人トーマツと当社との間に取引関係はありません。また、同氏の重要な兼職先である新免公認会計士事務所と当社との間にも取引関係はありません。同氏の重要な兼職先である積水化学工業株式会社と当社との間には、取引関係がありますが、その取引額は、直近年度において両社の連結売上高のそれぞれ1%未満です。
- ・当社は、入江 昭彦および新免 和久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたく存じます。

候補者の指名にあたっては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会(委員長 社外取締役)の答申を踏まえて決定しています。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

候補者は、次のとおりです。

さと 里	い 井	よし 義	のり 昇	1962年12月10日生	所有する当社株式の数 0株	社外 独立
---------	--------	---------	---------	--------------	------------------	----------

### 略歴および重要な兼職の状況

1996年 4月	弁護士登録	2015年 6月	当社社外監査役
1996年 4月	高木茂太市法律事務所入所	2016年12月	やさか法律事務所入所
2006年 2月	象印マホービン株式会社社外監査役		
2015年 6月	N C S & A 株式会社社外監査役	[重要な兼職の状況] やさか法律事務所弁護士	

### [補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要]

弁護士として豊富な経験を有しており、その知見や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営の監査」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、当社社外監査役を務めた実績があり、当社グループの事業内容および監査体制などについても十分な知見を有しているため、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなった場合においても適切に職務を遂行いただけるものと判断しています。

(注) 1. 当社グループは、里井 義昇氏に当社コンプライアンス相談の社外窓口として報酬を支払っていますが、その額は直近年度において1百万円未満と僅少であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

2. 補欠の監査等委員である取締役候補者を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。補欠の監査等委員である取締役候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれ、また、次回更新時には同内容で更新することを予定しています。なお、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の「III. 会社役員に関する事項 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。

3. 里井 義昇氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。

4. 補欠の監査等委員である社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりです。

(1) 責任限定契約

第2号議案および本議案が承認可決され、また、里井 義昇氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏との間で任務を怠ったことによる損害賠償責任につき、法令が規定する額を限度とする責任限定契約を締結する予定です。

(2) 独立性に関する事項

・里井 義昇氏の重要な兼職先であるやさか法律事務所と当社との間で顧問契約はなく、また、当社が定めた「社外取締役の独立性基準」の要件を満たしています。

・同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定です。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年6月29日開催の第147回定時株主総会において、月額41百万円以内とご承認いただいているが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、現行の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額について、その員数・構成および職責などを勘案して、月額35百万円以内（うち社外取締役分は月額5百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

本議案につきましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長 社外取締役）の答申を踏まえて決定していることから、その内容は相当であると考えています。

現在の取締役は10名（うち社外取締役5名）ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役4名）となります。

また、監査等委員会設置会社移行後の個人別の報酬等の内容についての決定方針は、当該移行に伴う所要の変更を除き、事業報告「Ⅲ. 会社役員に関する事項 2. 取締役および監査役の報酬等 (5) 役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項」に記載の現行方針の内容と同様です。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## **第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額について、その員数・構成および職責などを勘案し、月額5百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案につきましては、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長 社外取締役）の答申を踏まえて決定していることから、その内容は相当であると考えています。

第2号議案および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されると、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

## **第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬額設定の件**

当社は、2019年6月25日開催の第161回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額を年額45百万円以内とすることにつきご承認いただいていますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は、監査等委員会設置会社に移行します。

つきましては、現行の譲渡制限付株式の付与のための報酬額に関する定めを廃止し、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」とは別枠で、改めて当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し、引き続き当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することいたしたいと存じます。

本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬額は、年額35百万円以内とします。また具体的な支給時期および配分については、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会（委員長　社外取締役）の答申を踏まえ、取締役会において決定するものとします。

本議案につきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴うものであり、第161回定時株主総会においてご承認いただいた内容をおおむね維持していること、また指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえて決定していることから、その内容は相当であると考えています。

現在の取締役（社外取締役を除く。）は5名ですが、第2号議案および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる対象取締役は4名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案の定款変更の効力発生を条件として生じるものとします。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は、以下のとおりです。

## 1. 謙渡制限付株式の割当て、払込み等

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社普通株式の総数は年35,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。）とし、当社普通株式1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

## 2. 謙渡制限付株式割当契約の概要

本制度に基づく当社普通株式の発行または処分にあたっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む謙渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

### (1) 謙渡制限期間

対象取締役は、謙渡制限付株式の払込期日から30年間（以下「謙渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謙渡制限」といいます。）。

### (2) 謙渡制限の解除

当社は、対象取締役が、謙渡制限期間中、継続して、当社の取締役その他の一定の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、謙渡制限期間が満了する前に取締役その他の一定の地位を退任した場合、本割当株式の全部または一部について、謙渡制限を解除できるものとし、謙渡制限を解除する本割当株式の数および謙渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (3) 本割当株式の無償取得

対象取締役が譲渡制限期間満了前に、当社取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、上記(2)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

また、この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示および通知の方法、本割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

#### <ご参考>

対象取締役のほか、当社執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）に対し、引き続き、対象取締役に対するものと同様の譲渡制限付株式報酬を取締役会の決議により支給する予定です。

# 事業報告

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

## I. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、「当年度」といいます。）における当社グループを取り巻く事業環境は、米国では堅調な経済活動が続いたものの、足もとは需要減退の兆しが見られ、先行き不透明感が増してきました。中国では輸出は拡大しましたが、不動産不況や消費低迷の長期化に対する政策の効果は限定的で、景気は足踏み状態が続いています。国内においては、所得環境の改善により個人消費が持ち直したことに加え、インバウンド需要の増加や設備投資の拡大により、景気は緩やかに回復しました。

こうした事業環境のもと、液晶偏光子保護フィルム“コスマシャインSRF”、中東向け特化生地は堅調に推移しました。加えて、包装用フィルム事業、不織布マテリアル事業などの要改善事業において、製品価格の改定や生産体制の見直しなどの対策を進めたことにより、収益性が改善しました。

以上の結果、当年度の売上高は、4,220億32百万円と前年度比1.9%の増収、営業利益は、166億53百万円と前年度比85.1%の増益、経常利益は、105億91百万円と前年度比52.1%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、20億3百万円と前年度比18.4%の減益となりました。

#### (1) 事業区分別の概況

事業区分別の概況は、次のとおりです。



## フィルム

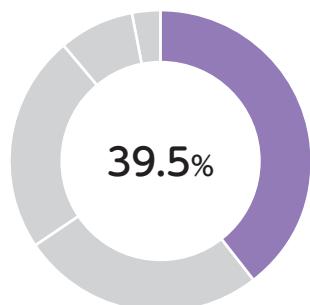
Films

包装用フィルム事業では、新製品の開発費用などコスト上昇の影響を受けましたが、荷動きが緩やかに回復したことに加え、原燃料価格や物流費の上昇に対する製品価格の改定を進めたことにより、収益性が改善しました。

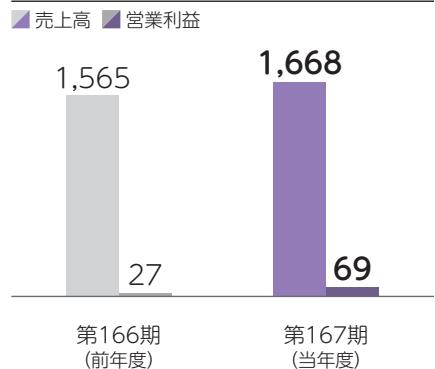
工業用フィルム事業では、セラミックコンデンサ用離型フィルムはAIサーバー向けなどの販売が拡大した一方で、新機台の立上げ費用が増加しました。液晶偏光子保護フィルム“コスマシャインSRF”は強い需要に支えられ、堅調に推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、1,668億42百万円、営業利益は、69億20百万円と增收増益となりました。

売上高構成比



売上高・営業利益





## ライフサイエンス

Life Science

バイオ事業では、診断薬用原料酵素は国内外ともに堅調な需要に支えられ、販売が増加しましたが、生産能力増強に伴う費用の増加に加え、一時的な生産性低下の影響も受けました。

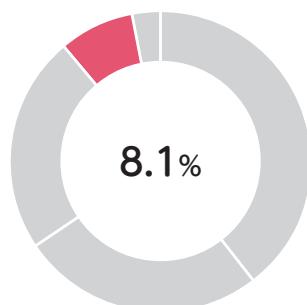
メディカル事業では、人工腎臓用中空糸膜の販売が堅調に推移しましたが、新工場の立上げやインフラ関連投資に関する費用が増加しました。

医薬品製造受託事業では、FDA<sup>\*</sup>からのWarning Letterが解除されたことに加え、製品価格の改定が進みました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、343億41百万円、営業利益は、20億10百万円と減収減益となりました。

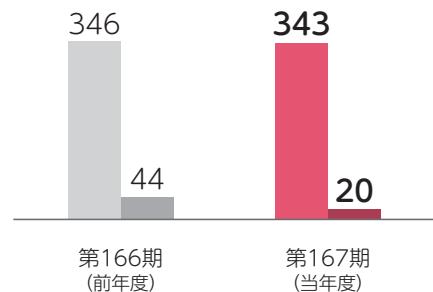
<sup>\*</sup>Food and Drug Administration  
(アメリカ食品医薬品局)

売上高構成比



売上高・営業利益

■ 売上高 ■ 営業利益





## 環境・機能材

樹脂・ケミカル事業では、エンジニアリングプラスチックは、製品価格の改定が進んだことに加え、北中米向け自動車用途の販売が拡大しました。水現像型感光性印刷版用途の光機能材料は、中国や東南アジアを中心に販売が増加しました。

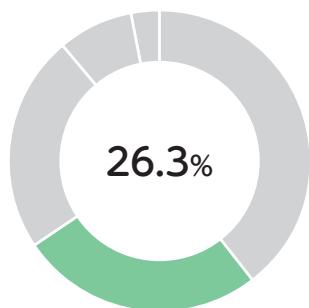
環境・ファイバー事業では、環境ソリューションは、リチウムを濃縮回収するためのB C (Brine Concentration) 膜装置の販売が寄与しましたが、EV市場減速の影響により、リチウムイオン電池セパレータ製造工程で使用されるVOC回収装置の出荷が減少し

Environmental and Functional Materials

ました。高機能ファイバーは、海外向け販売が堅調に推移しました。不織布マテリアルは、国内生産体制の見直しが進み、収益性が改善しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、1,108億7百万円、営業利益は、79億61百万円と減収増益となりました。

売上高構成比



売上高・営業利益

■ 売上高 ■ 営業利益

1,153

47

第166期  
(前年度)

1,108

80

第167期  
(当年度)



## 機能繊維・商事

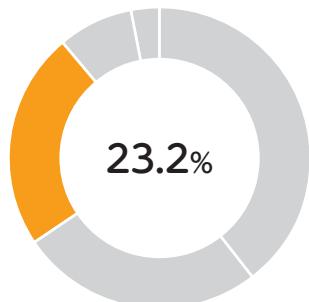
衣料繊維事業では、中東向け特化生地は、強い需要に牽引され販売が増加したことに加え、為替影響により輸出採算が好転しました。さらに、国内生産拠点の集約などの構造改革が進展しました。

エアバッグ用基布事業では、製品価格の改定が進みました。

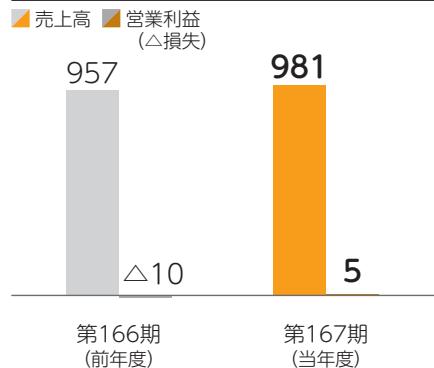
Functional Textiles and Trading

以上の結果、当セグメントの売上高は、980億62百万円、営業利益は、5億39百万円と増収黒字転換となりました。

売上高構成比



売上高・営業利益





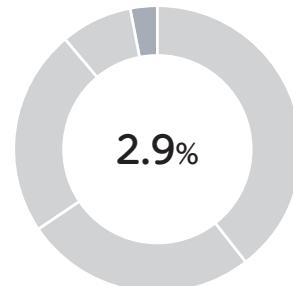
## 不動産・その他

Real Estate & Others

不動産、エンジニアリング、情報処理サービス、物流サービス等の各インフラ事業は、それぞれおおむね計画どおりに推移しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は、119億80百万円、営業利益は、25億54百万円と減収減益となりました。

売上高構成比



売上高・営業利益

(億円)

■ 売上高 ■ 営業利益

122

30

120

26

第166期  
(前年度)

第167期  
(当年度)

(当年度営業利益 消去または全社△33億円)

### (2) 事業区分別売上高

区分	分	売 上 高	構 成 比	前年度比増減率				
フ	イ	ル	ム	39.5%				
ラ	イ	フ	サイ	エンス	8.1	△0.6		
環	境	・	機	能	材	26.3	△3.9	
機	能	織	維	・	商	事	23.2	2.5
不	動	動	産			1.0	1.9	
そ	の	の	他			1.9	△3.4	
合	計	4,220	100.0	1.9				

## 2. 設備投資等の状況

当年度には、セラミックコンデンサ用離型フィルムの生産設備新設のほか、総額432億円の設備投資を行いました。

## 3. 資金調達の状況

当年度の所要資金は、自己資金および借入金等により充当しました。

当年度は、成長戦略の遂行と将来の飛躍に向けた財務健全性の両立を目的としてハイブリッドファイナンスなどによる資金調達を実施しました。

## 4. 重要な組織再編等の状況

該当事項は、ありません。

## 5. 対処すべき課題

### (1) 「2025中期経営計画」（2022～2025年度）への取組み

当社グループは、企業理念『順理則裕』のもと、長期ビジョン「サステナブル・ビジョン2030」を策定しています。事業環境の変化や社会トレンドを想定したうえで、「人」と「地球」に関する社会課題を設定し、その課題に対するサステナビリティ指標（非財務指標）とアクションプランを定めています。

また、「サステナブル・ビジョン2030」に掲げる目標を達成するための通過点として、「2025中期経営計画」（2022～2025年度）（以下、「2025中計」といいます。）を策定しています。当該期間を「つくりかえる・仕込む4年」と位置づけ、「安全・防災、品質の徹底」「事業ポートフォリオの組替え」「未来への仕込み」「土台の再構築」の4つの施策を中心に企業価値向上への取組みを進めています。

### (2) 2025年度経営方針の策定、実行

当社グループでは、上記(1)の取組みを進めていますが、原燃料価格や物流費・人件費などの上昇、需要の変調など、2025中計策定当初と比べ事業環境が大きく変化した影響もあり、「稼ぐ力」が低下しました。

これを踏まえ、2025年度経営方針には、引き続き「未来をつくるために稼ぐ力を取り戻す」を掲げ、以下の6つのアクションプランを実行します。

#### ①安全・防災、品質、コンプライアンスの徹底

事業継続の大前提として掲げる安全・防災については、「安全防災ロードマップ」に沿って、安全文化の醸成と安全基盤の整備を活動の両輪とし、すべての階層への教育の充実や安全防災投資によるリスク低減に取り組み、「ゼロ災」をめざします。

品質については、「品質保証体制再構築ロードマップ」に沿って、P L／Q Aアセスメントの徹底や品質データのオンライン化などを推進することで、安全・安心な製品・サービスをお届けします。

コンプライアンスについては、研修の充実や事例の共有などを推進するとともに、内部通報窓口のアクセシビリティ向上により、問題発生の未然防止や早期発見に努めます。

#### ②価値に見合ったプライシングの徹底

プライシングは経営の最重要事項のひとつであるとの認識のもと、付加価値に見合った製品価格の設定を徹底します。2021年度からの原燃料価格の高騰分については、おおむね価格転嫁が完了しましたが、引き続き、物流費や人件費などの上昇分に対する製品価格の改定を進めます。

### ③要改善事業（低収益・赤字セグメント）対策

要改善事業として位置づける5つの事業については、それぞれ次の取組みを進め、早期の正常化をめざします。

衣料繊維事業は、すでに黒字化していますが、さらに資産効率の改善を進めていきます。

医薬品製造受託事業およびエアバッグ用基布事業は、ロードマップに従い収益性の改善を図ります。

包装用フィルム事業は、製品価格改定の徹底や生産体制の見直し、環境対応製品へのシフトを進め、不織布マテリアル事業は、国内生産体制の見直しや外部委託生産の拡大を進めています。

### ④投資の確実な回収と新の創出

工業用フィルムやバイオ、メディカルの各重点拡大事業において、セラミックコンデンサ用離型フィルム、液晶偏光子保護フィルム“コスマシャインS R F”、生化学診断薬用原料酵素、人工腎臓用中空糸膜の設備投資を積極的に進めています。これら付加価値の高い製品・事業における成長投資案件の本格稼働により、確実に収益拡大につなげます。

加えて、4つのコア技術「高分子技術」「バイオ・メディカル技術」「環境技術」「分析・シミュレーション技術」を融合させ、「新循環プラスチックソリューション」、「環境アクティブクリーンソリューション」「Well-Beingソリューション」の3つの領域におけるイノベーション創出に挑戦します。

### ⑤投資・経費の絞込み、コストダウン

投資の絞込みについては、2025中計策定時、2,400億円の設備投資を計画していましたが、投資案件の見直しにより、総額1,800億円に圧縮する計画に変更し、資本効率を重視した経営を進めています。

経費の絞込み、コストダウンについては、業務改革を推進する全社プロジェクトにより、販売管理費の見直し・圧縮、加工費のコストダウンを図ります。

### ⑥使用資本の圧縮（資産効率の改善）

持続的な成長を見据えて、使用資本の適正化のために、運転資金の拡大抑制や事業ポートフォリオの組替えに注力します。

### (3) 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応

当社グループでは、PBRが1倍を下回る状態にあることを重く受け止め、資本コストを意識した経営を推進しています。

2025中計では、重要財務指標にROE、ROICを採用し、「事業ポートフォリオの組替え」「投資の確実な回収」の実行により、グループ全体の資産効率、収益性改善を進めています。

また、「未来への仕込み」において、成長の具体策や道筋を示し成長期待を高めるとともに、「安全・防災、品質の徹底」や「土台の再構築」によるリスクの低減にも注力し、PBRの向上を図ります。

当社グループは、このような課題に取り組み、事業を通じて社会課題の解決に貢献し、従業員が誇りとやりがいをもって働き続けられる会社、持続的に成長できるサステナブルな会社をめざしていきます。

## 6. 当社グループの財産および損益の状況の推移

区分	連結会計年度	第164期	第165期	第166期	第167期
		自 2021年4月 至 2022年3月	自 2022年4月 至 2023年3月	自 2023年4月 至 2024年3月	自 2024年4月 至 2025年3月
売 上 高 (百万円)		375,720	399,921	414,265	422,032
営 業 利 益 (百万円)		28,430	10,063	8,995	16,653
経 常 利 益 (百万円)		23,092	6,590	6,962	10,591
親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (百万円)		12,865	△655	2,455	2,003
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)		144.75	△7.37	27.87	22.73
総 資 産 (百万円)		517,774	588,906	606,990	617,799
純 資 産 (百万円)		197,149	221,422	230,087	232,044

(注) 1株当たり当期純利益 (△損失) は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しています。

## 7. 重要な子会社の状況 (2025年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東洋紡エムシー株式会社	百万円 15,100	% 51.0	機能素材に関する商材の企画・開発・製造・販売
東洋紡STC株式会社	390	100.0	フィルム、機能樹脂、産業マテリアル関連製品の販売
東洋紡せんい株式会社	300	100.0	衣料繊維の製造・販売
東洋紡エンジニアリング株式会社	120	100.0	建物、機械の設計・施工
東洋紡不動産株式会社	100	100.0	不動産の売買・賃貸
御幸毛織株式会社	100	100.0	紳士服地の製造・販売
東洋クロス株式会社	100	100.0	クロス、ビニルレザー、合成皮革等の製造・販売

(注) 重要な子会社の状況に記載した7社を含み、連結子会社は49社、持分法適用会社は6社です。

## 8. 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区分	主要製品
フィルム	包装用フィルム、工業用フィルム
ライフサイエンス	診断薬用酵素等のバイオ製品、医薬品、医用膜、医療機器等
環境・機能材	エンジニアリングプラスチック、自動車用機能資材、工業用接着剤、光機能材、スーパー繊維、機能フィルター、不織布、アクリル膜等
機能繊維・商事	機能繊維、エアバッグ用基布等
不動産	不動産の賃貸・管理等
その他の	建物、機械等の設計・施工、情報処理サービス、物流サービス等

## 9. 主要な営業所および工場（2025年3月31日現在）

### (1) 当社

本社	大阪市
支社	東京支社（東京都中央区）・名古屋支社（名古屋市）
工場	敦賀事業所（福井県敦賀市）・岩国事業所（山口県岩国市）・庄川工場（富山県射水市）・犬山工場（愛知県犬山市）・宇都宮工場（宇都宮市）・高砂工場（兵庫県高砂市）
研究所	総合研究所（大津市）

### (2) 子会社

東洋紡エムシー株式会社	本社（大阪市）
東洋紡STC株式会社	本社（大阪市）
東洋紡せんい株式会社	本社（大阪市）
東洋紡エンジニアリング株式会社	本社（大阪市）
東洋紡不動産株式会社	本社（大阪市）
御幸毛織株式会社	本社（名古屋市）
東洋クリオス株式会社	本店・樽井事業所（大阪府泉南市）

## 10. 当社グループおよび当社の従業員の状況（2025年3月31日現在）

	従業員数	前年度末比増減
当社グループ	9,976名	692名減
当社	3,030名	33名減

(注) 当社の従業員数は出向者を除いた就業人員です。

## 11. 当社グループの主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,868百万円
株式会社三井住友銀行	15,527
株式会社三菱UFJ銀行	14,230
三井住友信託銀行株式会社	12,300

## II. 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 200,000,000株

2. 発行済株式の総数 89,048,792株  
(自己株式876,140株を含む)

3. 株主数 69,183名

4. 大株主 (上位10名)

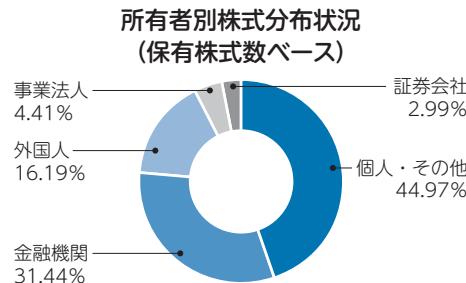
株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	13,650千株	15.48%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	8,987	10.19
東洋紡従業員持株会	2,531	2.87
東友会	2,137	2.42
日本生命保険相互会社	1,750	1.99
明治安田生命保険相互会社	1,402	1.59
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,231	1.40
GOVERNMENT OF NORWAY	1,159	1.32
NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE LUDURE; UCITS CLIENTS 15.315 PCT NON TREATY ACCOUNT	1,147	1.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,101	1.25

(注) 持株比率は、自己株式(876,140株)を控除して計算しています。

## 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役（社外取締役を除く。）	28,184株	5名

(注) 1. 上記のほか、当社執行役員19名に49,618株を交付しています。  
2. 社外取締役および監査役には交付していません。



### III. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取締役会長	榎原誠慈	株式会社SCREENホールディングス社外取締役
代表取締役社長 (社長執行役員)	竹内郁夫	内部監査部統括
代表取締役 (専務執行役員)	酒井太市	安全防災本部長。生産技術部門、調達・物流総括部統括
取締役 (常務執行役員)	相良誉仁	ライフサイエンス本部長
取締役 (常務執行役員)	稻田武彦	人事・総務・法務部門統括 東洋紡不動産株式会社代表取締役社長
取締役	磯貝恭史	
取締役	桜木君枝	会津大学大学院特任教授 いすゞ自動車株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社熊谷組社外取締役
取締役	播磨政明	伏見町法律事務所弁護士
取締役	福士博司	一般社団法人日本食品添加物協会会长 公益社団法人日本食品衛生協会副会长 雪印メグミルク株式会社社外取締役
取締役	高瀬正子	テクノプロ・ホールディングス株式会社社外取締役 グローブライド株式会社社外取締役
監査役（常勤）	田保高幸	
監査役（常勤）	大田康雄	
監査役	入江昭彦	
監査役	新免和久	新免公認会計士事務所代表 積水化学工業株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役 磯貝 恭史、桜木 君枝、播磨 政明、福士 博司および高瀬 正子の各氏は、社外取締役です。  
 2. 監査役 入江 昭彦および新免 和久の両氏は、社外監査役です。  
 3. 監査役 田保 高幸氏は、当社で長年の経理部門の経験があり、また、監査役 新免 和久氏は、公認会計士であり、両氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 4. 取締役 相良 誉仁および稻田 武彦の両氏は、2024年6月25日開催の第166回定時株主総会において選任され就任しました。  
 5. 取締役 森重 地加男および大槻 弘志の両氏は、2024年6月25日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任しました。  
 6. 監査役 大田 康雄氏は、2025年3月31日をもって監査役を辞任しました。  
 7. 取締役 播磨 政明氏は、2024年10月31日付で大阪府公害審査会会长を退任しました。  
 8. 当社は、取締役 磯貝 恭史、桜木 君枝、播磨 政明、福士 博司および高瀬 正子の各氏ならびに監査役 入江 昭彦および新免 和久の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。  
 9. 社外役員の重要な兼職先と当社との間に、特別な関係はありません。

## 2. 取締役および監査役の報酬等

### (1) 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等 (譲渡制限付株式報酬)	
取締役 (うち社外取締役)	百万円 309 (53)	百万円 234 (53)	百万円 45 (-)	百万円 30 (-)	名 12 (5)
監査役 (うち社外監査役)	71 (18)	71 (18)	— (-)	— (-)	4 (2)
合計 (うち社外役員)	380 (71)	305 (71)	45 (-)	30 (-)	16 (7)

- (注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の第166回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでいます。  
 2. 基本報酬は、役位別の基本（定額）部分の合計額です。  
 3. 謹度制限付株式報酬の金額は、当事業年度の費用計上額を記載しています。  
 4. 使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。

### (2) 業績連動報酬等に関する事項

- ① 取締役（社外取締役を除く。）に対し適切な動機づけとなるように、報酬の一部（短期インセンティブ報酬）については前年度の全社業績および個人業績を反映させる設計としています。このほか、非財務指標の目標を設定し、その達成度に応じて加算することとしています。
- ② 全社業績の評価指標（以下、「KPI」といいます。）は、「2025中期経営計画」のKPIであるEBITDAとしています。具体的な目標設定額や達成度に応じて算出するための計算式については、取締役会が、委員の過半数を独立性の高い社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえ決定しています。また、個人業績については、担当部門業績（営業利益達成度、ROA改善度など）や個人目標の達成度を総合的に勘案し決定しています。
- ③ 全社業績のKPI（EBITDA）の目標値および実績は、下表に記載のとおりです。

EBITDA	第165期	第166期（前年度）
目標値（億円）	450	367
実績（億円）	291	288

(注) 全社業績の評価は、第165期の実績が2024年4月度から同年6月度までの報酬に、第166期の実績が同年7月度から2025年3月度までの報酬に、それぞれ反映されています。

- ④ 短期インセンティブ報酬の評価項目に設定した非財務指標（安全・防災、人的資本の両要素でそれぞれ設定）については、未達成であったため、加算していません。

### (3) 非金銭報酬等の内容

- ① 取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対し適切な動機づけとなるように、また、株主との一層の価値共有を推進するため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。
- ② 当社は、対象取締役に対し、報酬の一部として年1回、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給し、対象取締役がその報酬債権の全部を現物出資財産として払い込むことで当社普通株式を取得します。
- ③ 当社普通株式の1株当たりの払込金額は、報酬債権の額を決定する取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所の当社普通株式の終値とします。
- ④ 対象取締役が取得する普通株式の譲渡制限期間は、払込期日から30年間です。
- ⑤ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合、付与した譲渡制限付株式の全部または一部について譲渡制限を解除できるものとし、解除する譲渡制限付株式の数および解除時期を合理的に調整します。
- ⑥ 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に、取締役会が正当と認める理由以外の理由により、当社の取締役その他の一定の地位を退任した場合等、一定の事由に該当した場合には、当社は、付与した譲渡制限付株式を無償で取得します。
- ⑦ 謾渡制限期間の満了前に、当社が消滅会社または完全子会社となる組織再編等がなされる場合、取締役会決議により合理的に定める数の譲渡制限付株式についての譲渡制限を当該組織再編等の効力発生日に先立ち解除します。また、譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式は当社が無償で取得します。
- ⑧ 当事業年度における付与の状況は、「Ⅱ. 会社の株式に関する事項 5. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

### (4) 株主総会決議による定めに関する事項

当社役員の報酬等に関する株主総会決議の内容は、下表に記載のとおりです。

区 分	種 類	上 限	株 主 総 会 決 議
取 締 役	金 銭 報 酬	月額41百万円	2005年6月29日開催 第147回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数11名)
	非 金 銭 報 酉 等 (譲渡制限付株式報酬)	年額45百万円 年間45千株	2019年6月25日開催 第161回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数6名)
監 査 役	金 銭 報 酉	月額7百万円	2003年6月27日開催 第145回定時株主総会 (株主総会終結時点の員数5名)

## (5) 役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針に関する事項

### 役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針の決定方法

役員の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、「決定方針」といいます。）については、取締役会が指名・報酬等諮問委員会に原案を提示のうえ諮問し、その答申を踏まえて決定することとしています。

なお、現行の決定方針は、2024年4月25日に取締役会決議により決定しました。

### 決定方針の内容（概要）

#### ① 基本方針

- ・当社役員の報酬制度は、株主総会で決議された報酬額の範囲内で、次の方針に従い設計する。
  - 当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながる動機づけとなること
  - 優秀な経営人材の確保につながること
  - 決定の手続きが客観的で透明性の高いこと
- ・報酬の構成や水準は、当社の経営環境、従業員給与の水準や外部専門機関の調査に基づく他社水準を踏まえて、見直しを行う。

#### ② 金銭報酬（業績連動部分を含む。）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

##### ・金銭報酬の構成

取締役（社外取締役を除く。）および執行役員の金銭報酬は、月例の固定報酬とし、次の2つにより構成する。

—役位に応じた基本部分（基本報酬）

—前年度業績に応じて変動する部分（短期インセンティブ報酬）

##### ・上記「短期インセンティブ報酬」については、次のとおりとする。

—役位毎に定められた短期インセンティブ報酬の基準額に対し、全社業績および個人業績の各評価を役位に応じて次の割合で反映させる。

取締役会長 全社業績のみ

代表取締役 全社業績：個人業績 = 2 : 1

取締役（執行役員兼務） 全社業績：個人業績 = 1 : 1

執行役員（専任） 全社業績：個人業績 = 1 : 2

—全社業績および個人業績を反映させた個人別の報酬額を算出する。

—全社業績は、主要な経営指標であるE B I T D AをK P Iとし、目標値に対する達成度合いに応じて、0～200%の範囲で変動させる。

- －具体的な目標値については、指名・報酬等諮問委員会に諮問し、その答申を踏まえ取締役会にて決定する。
- －個人業績は、担当部門と個人の目標を設定し、その達成度を総合的に勘案して5段階で評価し、0～200%の範囲で変動させる。
- －評価項目に非財務指標を設定し、その達成度により加算する。その非財務指標は、年度経営方針に基づき、すべての執行役員の共通目標となるものとする。

③ 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

持続的な企業価値向上へのインセンティブを高め、株主との一層の価値共有を推進するため、報酬における一定の割合を非金銭報酬として、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員に譲渡制限付株式報酬（業績非連動・事前交付型）を年1回付与する。

④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

企業価値向上へのインセンティブが適切に働くように設計することとし、取締役（社外取締役を除く。）および執行役員の基本報酬、短期インセンティブ報酬、非金銭報酬の割合は6：3：1を目安とする（短期インセンティブ報酬が基準額の場合）。

＜ご参考＞取締役（社外取締役を除く。）および執行役員の報酬構成比

金銭報酬		非金銭報酬
基本報酬	業績連動報酬等 (短期インセンティブ報酬)	譲渡制限付 株式報酬
60%	30%	10%

⑤ その他個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・社外取締役の報酬は、その役割と独立性の観点から、定額の金銭報酬のみとする。
- ・監査役の報酬は、各監査役の職務および責任に応じた定額の金銭報酬のみとし、その役割と独立性の観点から、監査役の協議により決定する。
- ・取締役会の諮問機関として、委員の過半数を社外取締役で構成する指名・報酬等諮問委員会を設置し、報酬決定の透明性、客觀性を確保する。指名・報酬等諮問委員会の委員長は社外取締役が務める。指名・報酬等諮問委員会は取締役会の諮問を受け、役員報酬の体系、水準、算定方法に加え、役位別報酬の一部を構成する全社業績の目標値などについても審議する。取締役会は指名・報酬等諮問委員会の答申を踏まえ、個別の報酬額を最終決定する。

## **個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役会の諮問機関である指名・報酬等諮問委員会において、当事業年度の個人別報酬等の内容と決定方針の整合性が審議され、取締役会に対し妥当である旨の答申がなされたことから、取締役会としても、その答申を踏まえ、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しました。

### **3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金および争訟費用による損害を填補することとしています。また、保険料については、当社が全額負担しています。

当社は、上記保険契約により被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、当該保険契約において、被保険者の犯罪行為など一定の事由に起因する損害については、填補の対象としない旨を定めています。

なお、被保険者の範囲は次のとおりです。

対象会社	当社、当社のすべての子会社および豊科フィルム株式会社（当社の持分法適用関連会社）
被保険者	役員（退任役員を含む。）および管理監督の地位にある従業員

(注) 被保険者における「役員」には取締役および監査役のほか、執行役員が含まれています。

## 4. 社外役員に関する事項

### (1) 当事業年度における主な活動状況等

区分	氏名	主な活動状況および期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	磯貝恭史	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、技術、研究開発の分野で経営へのアドバイスを行うなど、品質管理分野に精通した学識経験者としての専門的知見や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	桜木君枝	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員を務めるなど、企業倫理、コンプライアンスおよびサステナビリティなどの分野に関する豊富な経験や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	播磨政明	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、リスク管理やガバナンス強化に向けた経営へのアドバイスを行うなど、弁護士としての専門的知見や幅広い見識を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	福士博司	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、指名・報酬等諮問委員会の委員長を務めました。また、経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、バイオ分野やデジタル分野などにおける高い専門性を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。
取締役	高瀬正子	当事業年度開催の取締役会17回すべてに出席し、独立した立場で積極的な発言を行ったほか、経営者としての豊富な経験や幅広い見識に加え、IT・デジタル分野などにおける高い専門性を生かし、当社が期待する「経営への助言」「重要な意思決定を通じた経営監督」等の役割を適切に果たしました。

区分	氏名	主な活動状況
監査役	入江昭彦	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回すべてに出席し、上場会社等他社における豊富な監査役の経験や幅広い見識に基づき意見を述べました。
監査役	新免和久	当事業年度開催の取締役会17回および監査役会15回すべてに出席し、公認会計士としての専門的知見や幅広い見識に基づき意見を述べたほか、指名・報酬等諮問委員会のオブザーバーを務めました。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額です。

## IV. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称 有限責任 あづさ監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
1. 当社の会計監査人としての報酬等の額	84百万円
2. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	152百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきましては、会社法に基づく監査報酬と金融商品取引法に基づく監査報酬の額を区分していませんので、上記金額はこれらの合計額を記載しています。  
2. 監査役会は、会計監査人による監査計画の内容、職務遂行状況、および報酬見積りの算定方法などについて検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っています。

### 3. 非監査業務の内容

コンフォートレター作成業務ほか

### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により監査役会が会計監査人を解任します。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役から解任した旨および解任の理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

---

◎本事業報告に記載したグラフ、写真などは、ご参考情報です。

# 連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 产	267,495	流 動 负 債	160,320
現 金 及 び 預 金	28,581	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	48,389
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	92,545	電 子 記 録 債 務	3,436
契 約 資 产	207	短 期 借 入 金	53,043
電 子 記 録 債 権	13,400	コ マ シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	5,000
商 品 及 び 製 品	65,055	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	10,000
仕 掛 品	22,023	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	11,684
原 材 料 及 び 貯 藏 品	31,904	賞 与 引 当 金	5,260
そ の 他	14,109	そ の 他	23,509
貸 倒 引 当 金	△330	固 定 负 債	225,435
固 定 資 产	350,304	社 債	67,000
有 形 固 定 資 产	296,518	長 期 借 入 金	114,343
建 物 及 び 構 築 物	73,763	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	18,990
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	63,720	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	209
土 地	90,203	退 職 給 付 に 係 る 負 債	14,122
建 設 仮 勘 定	55,958	そ の 他	10,770
そ の 他	12,875	負 債 合 計	385,755
無 形 固 定 資 产	5,032	(純 資 产 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 产	48,754	株 主 資 本	152,433
投 資 有 価 証 券	12,274	資 本 金	51,730
退 職 給 付 に 係 る 資 产	4,358	資 本 剰 余 金	32,661
繰 延 税 金 資 产	21,427	利 益 剰 余 金	68,967
そ の 他	10,762	自 己 株 式	△925
貸 倒 引 当 金	△68	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	42,879
資 产 合 计	617,799	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,857
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	12
		土 地 再 評 価 差 額 金	40,174
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△603
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	1,439
		非 支 配 株 主 持 分	36,732
		純 資 产 合 计	232,044
		負 債 ・ 純 資 产 合 计	617,799

# 連結損益計算書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

科 目		金	額
売 売	上 原 高 価		422,032
売 売	上 原 高 価		324,977
売 売	上 総 利 益		97,055
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			80,402
營 業 利 益			16,653
營 業 外 収 益			
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金		612	
そ の 他		2,542	3,153
營 業 外 費 用			
支 払 利 息		2,182	
そ の 他		7,033	9,216
経 常 利 益			10,591
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		737	
関 係 会 社 株 式 売 却 益		1,489	
投 資 有 價 証 券 売 却 益		124	2,350
特 別 損 失			
減 損 損 失		1,929	
固 定 資 産 処 分 損		3,718	
そ の 他		126	5,772
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			7,168
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		3,246	
法 人 税 等 調 整 額		△1,277	1,969
当 期 純 利 益			5,199
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			3,196
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			2,003

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金額	科 目 (負債の部)	金額
流動資産	150,122	流動負債	141,891
現金及び預金	9,259	買掛金	28,311
受取手形	518	電子記録債	1,370
売掛金	56,365	短期借入金	46,000
電子記録債権	3,545	コマーシャル・ペーパー	5,000
製品	32,549	1年内償還予定の社債	10,000
仕掛け品	9,588	1年内返済予定の長期借入金	8,704
原材料及び貯蔵品	14,663	リース債務	379
前払費用	1,449	未払費用	12,018
短期貸付金	9,550	未払法人税	2,105
その他の	12,637	未前預賞	395
固定資産	356,290	与引当	147
有形固定資産	230,250	固定負債	23,843
建物	45,390	社長期借入金	2,676
構築物	7,049	リース債務	943
機械及び装置	45,376	再評価に係る繰延税金負債	219,031
車両及び運搬具	102	退職給付引当金	67,000
工具、器具及び備品	3,700	債務保証損失引当金	114,143
土地	79,351	その他の	4,544
リース資産	4,888	負債合計	18,359
建設仮勘定	44,393	(純資産の部)	12,061
無形固定資産	3,645	株主資本	1,277
ソフトウェア	2,102	資本準備金	1,647
その他の	1,543	資本剰余金	
投資その他の資産	122,396	その他資本剰余金	
投資有価証券	3,044	利益剰余金	106,931
関係会社株式	74,682	その他利益剰余金	51,730
関係会社出資	10,920	繰越利益剰余金	32,522
長期貸付	14,471	自己株式	19,224
繰延税金資産	12,394	評価・換算差額等	13,297
その他の	8,977	その他有価証券評価差額金	23,605
貸倒引当金	△2,093	土地再評価差額金	23,605
資産合計	506,412	純資産合計	△925
		負債・純資産合計	38,559
			449
			38,110
			145,490
			506,412

# 損益計算書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

科 目		金額
売 売	上 原 高 価	191,896
売 売	上 原 高 価	151,509
売 売	上 総 利 益	40,388
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		38,433
營 業 利 益		1,955
營 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	10,096	
そ の 他	1,340	11,436
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,674	
そ の 他	6,784	8,458
經 常 利 益		4,933
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	688	688
特 別 損 失		
減 損 損 失	950	
固 定 資 産 処 分 損	3,332	
そ の 他	225	4,506
税 引 前 当 期 純 利 益		1,115
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	△727	
法 人 税 等 調 整 額	△1,307	△2,034
当 期 純 利 益		3,149

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東洋紡株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	久	善	栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	徹	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	持	豪	人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋紡株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋紡株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

東洋紡株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武	久	善	栄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	徹	雄
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	持	豪	人

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋紡株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第167期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第167期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、その内容について確認いたしました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月12日

東洋紡株式会社 監査役会

常勤監査役 田 保 高 幸 印

社外監査役 入 江 昭 彦 印

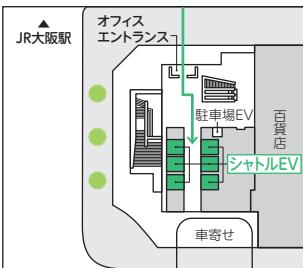
社外監査役 新 免 和 久 印

# 株主総会会場へのエレベーターは東西2ヵ所にございます。

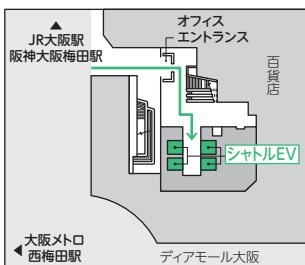
## 西側エレベーター

(オフィスエントランス)

1階



地下1階



## 東側エレベーター

(阪神百貨店共用)

1階



地下1階



## 株主総会会場 案内図



詳細については、前頁もご参照ください。

### NAVITIME

出発地から  
株主総会会場まで  
スマホがご案内します。

目的地入力は  
不要です!!

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導



スマートフォンで  
QRコードを読み取って  
ください



見やすいユニバーサル  
デザインフォントを  
採用しています。

## 会場

### 大阪梅田ツインタワーズ・サウス 11階 梅田サウスホール

大阪市北区梅田一丁目13番1号



※来客用駐車場の用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

※会場内に車いす専用スペースを設けています。

## 交通

### 阪神電車

**大阪梅田駅** 東改札より徒歩約1分

### 大阪メトロ御堂筋線

**梅田駅** 南改札より徒歩約1分

### 大阪メトロ谷町線

**東梅田駅** より徒歩約2分

### JR

**大阪駅** より徒歩約3分

### 大阪メトロ四つ橋線

**西梅田駅** より徒歩約3分

### JR東西線

**北新地駅** より徒歩約4分

### 阪急電鉄

**大阪梅田駅** より徒歩約7分